

大阪市の施設等における薬剤の適正使用に関する基本指針【解説編】

1 趣旨

殺虫剤・農薬等の薬剤（以下「薬剤」という。）は、病虫害の防除や感染症の予防等に有効であるが、その使用方法や使用量によっては人の健康や生態系に影響を及ぼすおそれがある。

本市が関係する施設等では様々な薬剤が使用されてきたが、環境への負荷の低減を図るとともに人の健康と安全を確保するため、本市施設等管理者（指定管理者等を含む。以下「管理者」という。）が薬剤の適正使用に関して遵守すべき基本指針を定める。

我々の身の回りには5万種類以上もの化学物質が流通していると言われており、これらの製品により豊かで快適な生活を享受しているのであるが、一方では環境汚染や健康影響を引き起こす原因になりうることも認識したうえで、化学物質である薬剤を使用しなければならない。

薬剤に関連する法律は、農薬取締法・特定化学物質管理法・化学物質審査法・毒物劇物取締法・薬事法などたくさん存在し、各々の管理者で熟知しておく必要があるが、その中でも化学物質過敏症など薬剤に対する感受性の強い人や子ども、妊婦等に対しては特に注意が必要である。

本指針は、まず薬剤を使用しない防除方法を検討するとともに、やむを得ず使用する場合であっても人の健康への影響と環境への負荷を極力少なくするためのものである。

2 対象範囲

(1) 施設等

- ア 本市が所有又は管理する建物及び土地
- イ 本市が所有又は管理する樹木及び草花等の植物

(2) 薬剤の種類

- ア 殺虫剤
- イ 殺そ剤
- ウ 農薬

殺虫剤とは、主に建築物の内部で衛生害虫等を防除する目的で使用される薬剤のうち医薬品又は医薬部外品をいう。これらの中には農薬と同じ殺虫成分のものもあるが、本指針では樹木等の病虫害を対象とするものが農薬で、衛生害虫等を対象とするものが殺虫剤とする。

なお衛生害虫とは、人の健康に害を与える昆虫等の総称であり、カ・ハエ・ゴキブリなどが主な対象である。

殺そ剤（殺鼠剤）とは、主に建築物内部でネズミ（主にクマネズミ・ドブネズ

ミ・ハツカネズミ)を防除する目的で使用される薬剤のうち医薬品又は医薬部外品をいう。

農薬とは、農薬取締法第1条の2に規定される薬剤であり、第2条の登録を受け第7条の表示をしたものをいう。

3 基本的事項

管理者は、総合的有害生物管理（IPM）の考え方を踏まえて次の手順により防除を実施することとする。

(1) 発生予防

日頃から、病虫害等が発生しにくい環境づくりに努めるものとする。

屋外の樹木等であれば、病虫害に強い樹木等（イチョウ・カシ・クスノキ等）の選定や通風・日照確保のための剪定等、屋内での衛生害獣虫であれば、外部からの侵入経路の遮断や清掃による清潔な環境の確保、食材や廃棄物の適正保管の徹底などが考えられる。

(2) 生息状況の確認

病虫害等の防除にあたっては、病虫害等の生息状況調査等により、その発生状況を把握するものとする。

屋外においては、過去の病虫害の生息記録等をもとにした事前の生息状況や被害状況の調査、屋内においては目視証跡や喫食・環境等の調査を実施することなどが考えられる。

頻度については、6ヶ月に1回以上、特に食品を取り扱う区画や排水槽、廃棄物の保管設備等の周辺については2ヶ月に1回以上実施することが望ましいと考えられる。

(3) 薬剤を使用しない防除

(2)の結果、病虫害等の発生を確認し防除が必要と判断した場合、まず薬剤を使用しない防除方法を検討・実施するものとする。ただし緊急に薬剤を使用する必要があると判断した場合を除く。

屋外においては捕殺・枝打ち・剥ぎ取り・こも巻き・雑草の刈り取りなど、屋内においては捕殺やトラップ、忌避装置、そして食材やごみを適正に管理する環境的駆除などが考えられる。

(4) 薬剤の使用方法

やむを得ず薬剤を使用する場合には、次の方法によるものとする。

- ア 使用にあたっては、まず誘殺・塗布等散布以外の方法を検討すること
- イ 可能な限り人体及び環境への影響の少ない薬剤を次の基準に沿って選択すること
 - ・ 殺虫剤（衛生害虫用に限る）及び殺そ剤：薬事法に規定された医薬品又は医薬部外品
 - ・ 農薬：農薬取締法により、防除対象の病害虫等及び使用対象の農作物等に適用のある登録農薬
- ウ 使用方法及び使用上の注意事項を遵守すること
- エ 薬剤の使用量を必要最小限に留めること
- オ 薬剤を混合して使用する場合は、危害等が発生しないように注意すること
- カ 薬剤の誤食・接触防止を図ること

やむを得ず薬剤を使用する場合の判断は、全ての状況が異なり一律の基準は設けられないため、個々の管理者が行うものとする。

散布は薬剤を広範囲に飛散させやすいため、散布以外の方法として毒餌や誘引剤、通り道への薬剤塗布などが考えられる。

やむを得ず屋外において薬剤を散布する場合には、弱風（風速 3 m / 秒以下）での実施や飛散しにくいノズル（ドリフト低減型ノズル等）の使用、噴霧圧の調整、飛散防止ネットの活用（1 mm目で約 9 割防御）などの手法を併用することが考えられる。

必要最小限の使用にするためには、事前の調査において必要な箇所を正確に把握するとともに、希釈倍率や使用量など記載の使用方法及び使用上の注意事項を厳守する。

なお、もし薬剤による中毒が発生した場合には、次の問い合わせ窓口が設置されている。

(財)日本中毒情報センター 中毒 110 番

[大阪]	072 - 727 - 2499	年中無休・24時間対応
[筑波]	029 - 852 - 9999	年中無休・9～21時対応

(5) 周辺への配慮と安全対策

やむを得ず薬剤を散布する場合には、次の事項に留意するものとする。ただし散布以外の方法を用いる場合においても同様とする。

- ア 作業前後には、施設利用者及び周辺住民等に対し、作業の目的、日時、方法、使用薬剤に係る事項並びに注意事項等を周知すること
- イ 薬剤の飛散防止に最大限配慮すること
- ウ 曜日や時間帯等に配慮すること

子どもが多く利用又は使用する施設及びその周辺で薬剤を散布する場合には、上記に加えて次の事項にも留意するものとする。なお、散布以外の方法を

用いる場合においても同様とする。

エ 保護者や関係施設等に向けての周知を図ること

オ 長期休暇中に実施するなど時期に配慮すること

カ 薬剤を散布する場所に子どもを近づけない措置をとること

周知について、施設利用者には玄関や庁内掲示板などへの張り紙、周辺住民には付近の町会などへの回覧や散布場所への看板設置などの手法で、管理者の連絡先なども記載のうえ3日以上前から実施するなどが考えられる。

また学校園などにおいては、父兄への周知の他連休初日や夏休み等で時間帯も考慮して実施し、必要に応じてタイガーロープやポールなどを使用し子どもを近づけないような措置を取ることも考えられる。

屋内であれば、散布後数時間でできれば一晩入室を禁じるなどの制限や、換気の励行などの措置が考えられる。

(6) 記録・保存

生息状況調査等の結果や薬剤の使用状況等の事項を記録し、一定期間保存するものとする。

業者に委託した場合は作業報告書の提出を、職員が行った場合は発生状況・防除作業の日時場所・防除方法・使用薬剤などの記録を、一定期間（例えば5年）保存しておくことが考えられる。

(7) 業務委託

病虫害等の防除を業務委託により実施する場合には、上記のうち必要事項を仕様書に記載又は添付するとともに、業者と十分に打ち合わせるものとする。

業者委託については面談し十分に打ち合わせるとともに必要事項を仕様書に記載又は特記仕様書を作成し添付する。

業務内容としては、事前生息調査・防除計画書・定期生息調査・防除施工・効果判定・実施報告書・提言など、更に場合によっては再施工・臨時施工等が考えられる。

(8) 薬剤の管理

使用・保管する薬剤は、各種法令等に基づき適正に管理するものとする。

特に保管については長期間に及ぶこともあるため、消防法等各種関係法令を遵守し、鍵付き冷暗所に保管し記録するなど適正に管理する。

(9) 適用除外

シロアリの防除を目的とする殺虫剤については、(2)及び(3)の規定は適用しないものとする。

4 マニュアルの策定及び職員への周知

管理者は、本指針の実施にあたり薬剤使用に係る具体的方法を定めた実践マニュアル等を策定し、これらに関係職員へ周知するものとする。

本解説編は基本指針に関する具体的な対応などを取りまとめたものであり、個々の施設の管理者は本解説編を活用しながら、必要に応じて当該施設の実情を反映したマニュアル等を策定するとともに、施設関係職員等に対し本指針等や当該マニュアルの内容を周知徹底するための研修等を行うよう努めるものとする。

5 本指針の適用

本指針は、平成22年5月13日から適用する。

但し、適用日以前に契約に係る仕様書が決定していた場合はこの限りではない。